

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 定期監査（工事監査）結果報告書
- 4 都市局定期監査並びに関係出資団体監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書

令和5年度 農林水産環境局定期監査（行政監査を含む。）及び関係
指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

農林水産環境局

農林水産部 農政総務課、水産漁港課、土地改良課、林産振興課
出先機関 農業振興センター、北部農林事務所、中央卸売市場

イ 指定管理者監査

(ア) 林田地域振興組合（はやしだ交流センター、林田チャレンジ農園）

(イ) やすとみ人と自然との交流促進委員会（グリーンステーション鹿ヶ壺）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リ
スク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、
そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務（卸売市場事業特別会計にあつては、経営に係る事業の管
理を含む。）及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に
基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなど
の視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理され
ているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、
関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和6年2月26日から同年5月13日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和6年3月4日から同年5月13日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 売場等使用料収入関係事務（中央卸売市場）

(イ) 電気・水道料等償還金収入関係事務（中央卸売市場）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 林田地域振興組合（はやしだ交流センター、林田チャレンジ農園）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

イ やすとみ人と自然との交流促進委員会（グリーンステーション鹿ヶ壺）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。